

大阪府後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則

〔 令 和 5 年 1 月 1 1 日
大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会規則第4号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第2項第3号の規定に基づく職員(離職した職員を含む。次条、第4条第1項及び第10条において同じ。)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定による採用に関する苦情相談

(相談員)

第3条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会事務職員のうち、苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者(以下「相談員」という。)として指名する。

(事案の処理)

第4条 相談員は、苦情を申し出た職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切ることができる。

3 事案に係る問題について、申出人が、法に基づく勤務条件に関する措置の要求その他法令に基づく救済手続に訴えた場合は、当該事案の処理は打ち切るものとする。

(調査)

第5条 相談員は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、苦情相談を行ったこと、相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第9条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、職員からの苦情相談に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(大阪府後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和14年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則第2条第2号の規程の適用については、同項第2号中「法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。